

2006年2月15日

大津市長 目片 信 様

無防備地域宣言をめざす大津市民の会

国民保護法に基づく大津市国民保護計画にかかる要望書

貴職の市民の平和と安全をまもるための、日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、来る2月議会で大津市が提案予定の「国民保護協議会条例」に関わり、

国民保護協議会条例制定を行わないこと

上記条例に基づく大津市国民保護計画の策定を行わないこと

大津市国民保護協議会が設置された場合、自衛隊は入れないこと

以上3点を要望いたします。

(要望理由)

第一に、この国民保護法は、武力攻撃事態対処法を柱とする有事7法のうちの一つとして制定しました。そもそも有事法制の意図するところは、日本本土防衛ではなく、政府の一方的な「武力攻撃事態」(予測事態含む)による自衛隊の海外派兵と国外での武力行使にあります。従って、この国民保護法は自衛隊の武力行使=戦争へ国民が協力する国内体制をつくるものに他ならず、憲法の平和主義、武力不行使に反するものであります。

第二に、この国民保護法では住民の平和と安全は守れないということです。

国民保護法は国民保護計画策定にあたって、武力攻撃事態4類型(着上陸攻撃 ゲリラ・特殊部隊攻撃 弾道ミサイル攻撃 航空機攻撃)と緊急対処事態(人口密集地への攻撃などいわゆるテロ攻撃)を対象としています。ところで、1月31日に消防庁から通知された「市町村国民保護モデル計画」によると、「着上陸攻撃」は「事前の準備が可能であり、国の方針を待って対応」「平素からの避難を想定した対応は定めない」として「着上陸攻撃」にかかるマニュアルは策定しないことされています。また、ミサイル攻撃は「堅牢な屋内・地下室に避難」が主対策であり、結果として緊急対処事態にかかる対策と避難マニュアルが主な内容となっています。これは、「見通しえる将来において、わが国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下している」(2004年12月新防衛大綱)からも明らかのように武力攻撃事態の想定が非現実的であることを示しています。

「市町村国民保護モデル計画」にて主対策とされている「緊急対処事態」は、テロ対策です。このテロの危機が声高に叫ばれるようになったのは、米国のアフガニスタン及びイラク攻撃に日本政府が加担し自衛隊を派遣してからです。つまり、罪も無い多くの民間人を虐殺する米国と同じ立場に立ち加担している日本政府の外交政策に起因していることは明らかです。しかも、この国民保護計画による「テロ対策」は未然に防ぐのではなく、起こってからの市民の犠牲を前提とした対処なのです。東京都国民保護計画を定めた東京都参与志方氏は「都には国家中枢(行政中枢・経済中枢・政治中枢)を守る責任がある。テロは、通常予測されたことがない...住民の一番の貢献は逃げることだ」と述べています。

この国民保護計画は、市民を守るためのものではないことが歴然としています。このことから、国民保護計画は市民の平和と安全を守るのには役に立たず、未然に市民をテロの危機から守るのは、日本政府の外交政策を転換することが最も現実的かつ効果的であることがよくわかつて思います。

第三に、かりに「緊急対処事態」に対応するとしても、国民保護法に基づいて計画を定める必要は無

いということです。滋賀県国民保護協議会の審議では「滋賀県地域防災計画に事故災害対策があり、湖上、航空機、鉄道、道路、危険物、毒物劇薬災害も入っている。」(県警本部)「確かにNBCが国民保護の非常に重要なポイントになる。...ある意味では普通の防災にNBC的な配慮を付け加える」(部会長)と、実際は地域防災計画と大差ないことになると語られています。そうであるならば、地域防災計画の拡充で十分対処できるはずで

第四に、1937年に制定された「防空法」と国民保護法が酷似しており、国家総動員の戦争体制をつくりあげた戦前と同じ道を歩むことが予想されるからです。「防空法」は「寧ろ防空演習法案と云ふやうに感じられるのでありますが.....この原案で宜しいと云ふことになりまして」(貴族院防空法案特別委員長報告『貴族院議事速記録』28号378頁)と、当初から演習法案でありました。その骨子は「1 防空の実施は防空計画に基づくこと、2 地方長官、市町村長、特に指定された行政官庁以外の者による防空計画の設定、... 4 主務大臣の命令・統制下での防空訓練の実施、」というように国民保護法と同じです。防空法の言う「民間防空」の目的は、国家体制の保護であって、国民の生命・財産の保護はその反射に過ぎませんでした。当時の指導書には「國民防空は根本に於て、強い國家主義に發足せねばならぬ。即ち國民全體が國家と運命を共にすると云ふ殉國精神に出發してゐるのでなければならぬ」「國民は一人も残らず、.....棄身となつて我が尊い國家を護り通すと云ふ決死の覺悟即ち防空精神を發揮することが何より大切である」(石井作次郎『實際的防空指導』1942年、80頁)とあります。つまり、防空訓練の狙いは、空襲に対する備えというよりも、むしろ地方機関や市民を効果的に統制し、末端にまで管理を浸透させることに主な狙いがあったのです。国民保護法が地域防災計画の充実で対処できることを有事法の一つの法律として全国民を訓練に向かわせるのは、戦前と同様の目的があるとは考えられません。

以上の理由から、国民保護法に基づく大津市国民保護計画の策定は、市民の平和と安全に寄与しないと考えられます。大津市長並びに大津市執行部におかれましては、上記理由に基づく要望に対し、賢明なるご判断を下されますようお願いいたします。